

福井医療大学研究促進会議規程

(目的)

第1条 この規程は、福井医療大学（以下「本学」という。）の研究意識を高め、研究活動を促進することを目的に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本学における、次に掲げる事項の研究活動を促進する。

- 2 学内における横断的、総合的研究を促進する。
- 3 文部科学省科学研究費等、総合的研究を促進する。
- 4 研究活動に必要な会議、研修会等を開催する。

(対象)

第3条 対象は、本学常勤及び非常勤の教職員とする。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 各学科長
- (5) リハビリテーション学科 教員 3名
- (6) 看護学科 教員 1名
- (7) 事務員 1名
- (8) 学長が指名した教職員

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 会議は学長がこれを招集し、その議長となる。

(会議)

第6条 文部科学省科学研究費に関するものの他、次に掲げる事項に関する会議を開催する。

- 2 新田塚医療福祉センター内、研究発表等への応募に関する事
- 3 新田塚医療福祉センター外、県・全国レベル等の公募演題に関する事
- 4 その他、研究に関する事が必要に応じて会議を招集する

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務課が担当し、連絡、議事録作成等を行う。

(報告)

第7条 委員会の活動については、教授会に議事録を添えて報告する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

附 則

附則1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。